

丁等は、入平唐門内、如例御庭塞整之上、予衛士以下到御輿宿前庭、如例令奉仕、吉方申酉方也、奉仕了、率衛士以下歸來、御文匣蓋絹袋勸文等在內、手燭等持參、御詰謁議、奏卿令返上、御髮上無滯相濟旨申入處、同卿承知即退出、被示未刻過令退出了、尤衛士退出、先刻申渡置也。

〔年中恒例記〕十二月 御髮上の事、御ぐし御垢、御古元結、御落髮などを、年中取ておき申て、すゞしの袋に取入て被置候、以吉日千秋參候て申出之、御末へにてやき被申也、さて公方様より御太刀上様よりは御服を被下云々、當千秋晴秀説也。

〔書言字考節用集二候ス、テ、起、于、陽、成、院、朝、〕
時煤拂見、四、季、物、語、

〔清嘉錄 十二〕打埃塵 臘將殘、擇憲書宜掃舍宇日、去庭戸塵穢、或有在二十三日、二十四日、及二十

七日者、俗呼打埃塵、蔡雲吳歛云、茅舍春回事々歡、屋塵收拾號除殘、太平甲子非容易、新曆頒來子細看。

案歲時瑣事、十二月二十四日、掃舍宇、凡有所爲不擇憲書多嫁娶、謂之亂絲日、月令精鈔、二十四日爲無忌日、九邑志、皆於二十四日、祓房塵、猶本亂絲無忌之説、徐崧張大純百城烟水則云、二十七日、掃屋塵、曰除殘、楊循吉除夜雜詠云、除塵舊室攻、又吳自牧夢梁錄云、士庶家、不論貧富、俱灑掃門閭、去塵穢、淨庭戸、亦在除夕。

〔増續山井下十二月〕煤拂ス、ハラヒ か、す、い、は、ら、ひ

〔老牛餘喘 初編上〕かに拂 或書に、増山井に、カニ拂、煤拂ト並出セリ、按ルニ、竈拂ナルベシと見ゆ、おのれ思ふに、此説ひがごととなり、こは蟹拂といふ言にて、大内の煤拂を云辭ならむ、此故に煤拂とならべて上に出せる也、田舎にては聞もつかぬ詞なり、京人は大内詞を聞ならひて、わかきまへなく、下々の家の煤拂をも、まかいへるを、増山井には其ま、記せるかとおぼし、まかいふ故は、官名の掃部カモシは、カニモリと云事にて、宮中の拂清めする官を云也、そは彦瀲尊を海濱に

煤拂